

静岡県狩野川流域下水道管路及び
流域関連下水道管路ウォーターPPP
導入支援業務
事業概要書（簡易版）

静岡県交通基盤部都市局生活排水課

目次

1. 本事業の概要及び事業スキーム.....	1
1.1 本事業の概要.....	1
(1) 狩野川流域下水道事業の概要.....	1
(2) 狩野川流域下水道事業の運営・維持管理体制.....	4
(3) 流域関連公共下水道事業の概要.....	5
(4) 流域関連公共下水道事業の運営・維持管理体制.....	5
1.2 想定する事業スキーム.....	7
(1) 事業方式.....	7
(2) 県・市町一体事業のスキーム案.....	7
(3) 県・市町一体事業にあたっての公募条件（素案）.....	9
(4) 現時点での公募スケジュール（素案）.....	9

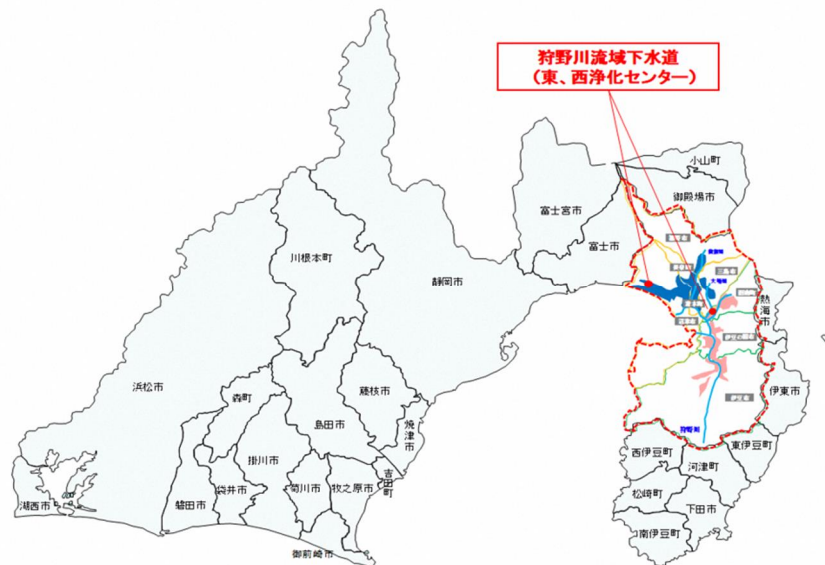
1. 本事業の概要及び事業スキーム

1.1 本事業の概要

(1) 狩野川流域下水道事業の概要

狩野川流域下水道は、県の東部に位置し、天城山系に端を発する狩野川本流や、富士山の東山麓に端を発する狩野川支川の黄瀬川等の水質汚濁の防止を図るために計画され、伊豆市、伊豆の国市及び函南町の2市1町を対象とした東部処理区と、沼津市、三島市、裾野市、清水町及び長泉町の3市2町を対象とした西部処理区から構成されている。

図表 1-1 狩野川流域下水道事業の施設配置図



狩野川流域下水道事業（東部処理区）は、昭和 50 年 3 月に当初事業認可を取得し、昭和 60 年 10 月に供用を開始した。

図表 1-2 狩野川流域下水道事業（東部処理区）の計画概要（令和 7 年 3 月 31 日現在）

区分		全体計画	事業計画	供用開始済み
当初事業認可		昭和 50 年 3 月 5 日 建設省静都下流発第 1 号		
変更計画（最終）		令和 5 年 11 月 29 日 都生 130 号		
供用開始		昭和 60 年 10 月		
処理区	処理区名	東部処理区		
	関連市町	伊豆市、伊豆の国市、函南町		
	処理区域内人口（現況）	80,480（人）		
	処理面積	2,438（ha）	2,024（ha）	1,637（ha）
	処理人口	75,300（人）	68,490（人）	68,327（人）
終末処理場	名称	狩野川東部浄化センター		
	排除方式	分流式	同左	同左
	処理方法	標準活性汚泥法	同左	同左
	R6 処理水量	11,472,680（m ³ ／年）（31,432（m ³ ／日平均））		
	敷地面積	9.53（ha）	同左	同左
	施設能力（m ³ ／日最大）	60,300	60,300	54,000
	系列数	3 系列	3 系列	2 系列
	計	L=11,460m	—	—
管渠施設	東部幹線	φ 1,500～ φ 1,800 L=10,760m	同左	同左
	千歳幹線	φ 600×3～ φ 1,500 L=700m	同左	同左
	計	L=11,460m	—	—
汚泥焼却施設		30 t／日×2 基	—	—
放流先		大場川	—	—

狩野川流域下水道事業（西部処理区）は、昭和 62 年 1 月に当初事業認可を取得し、平成 6 年 6 月に供用を開始した。

図表 1-3 狩野川流域下水道事業（西部処理区）の計画概要（令和 7 年 3 月 31 日現在）

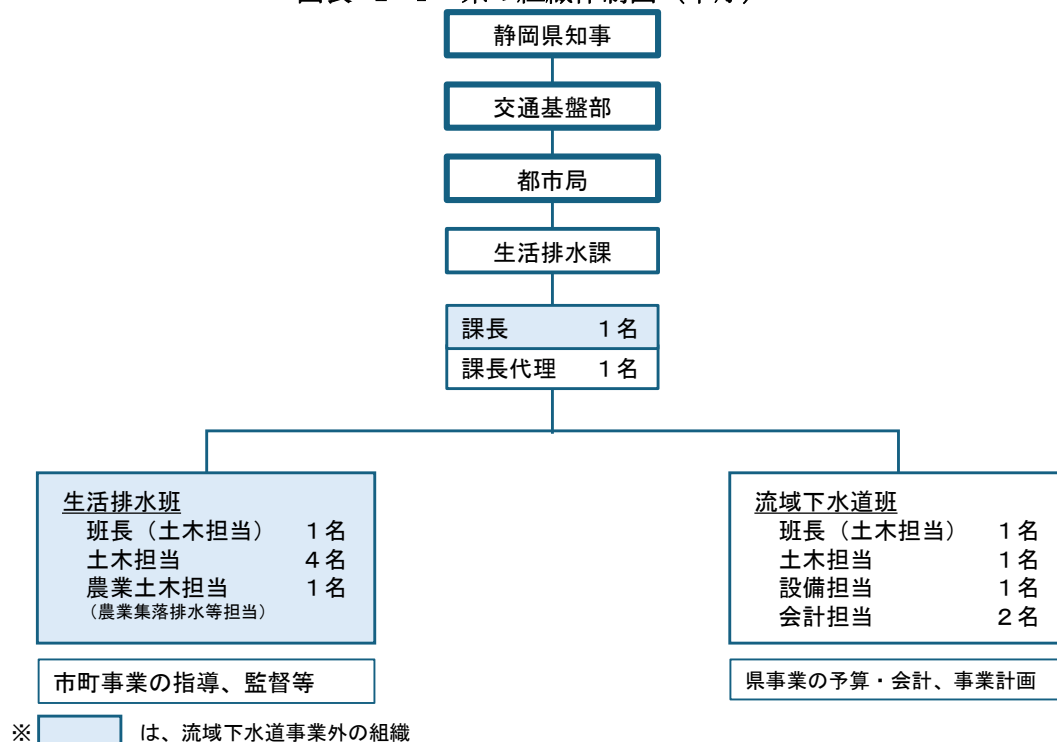
区分		全体計画	事業計画	供用開始済み
当初事業認可		昭和 62 年 1 月 13 日		
変更計画（最終）		令和 5 年 11 月 29 日 都生 131 号		
供用開始		平成 6 年 6 月		
処理区	処理区名	西部処理区		
	関連市町	沼津市、三島市、裾野市、清水町、長泉町		
	処理区域内人口（現況）	263,732（人）		
	処理面積	6,406（ha）	3,831（ha）	3,047（ha）
	処理人口	255,720（人）	197,100（人）	188,828（人）
終末処理場	名称	狩野川西部浄化センター		
	排除方式	分流式	同左	同左
	処理方法	標準活性汚泥法	同左	同左
	R6 処理水量	20,284,968（m ³ ／年）（55,575（m ³ ／日平均））		
	敷地面積	18.39（ha）	同左	同左
	施設能力（m ³ ／日最大）	147,400	114,200	81,000
	系列数	3 系列	3 系列	1.5 系列
	管渠施設			
管渠施設	西部幹線	φ 600～φ 1,800 L=24,370m ^(※1)	同左	同左
	北部幹線	φ 500～φ 1,350 L=6,110m	同左	同左
	計	L=30,480m	—	—
汚泥焼却施設		80 t／日×2 基	—	—
放流先		奥駿河湾	—	—

（※ 1）…二条管（φ 1,800） L=3,710mを含む

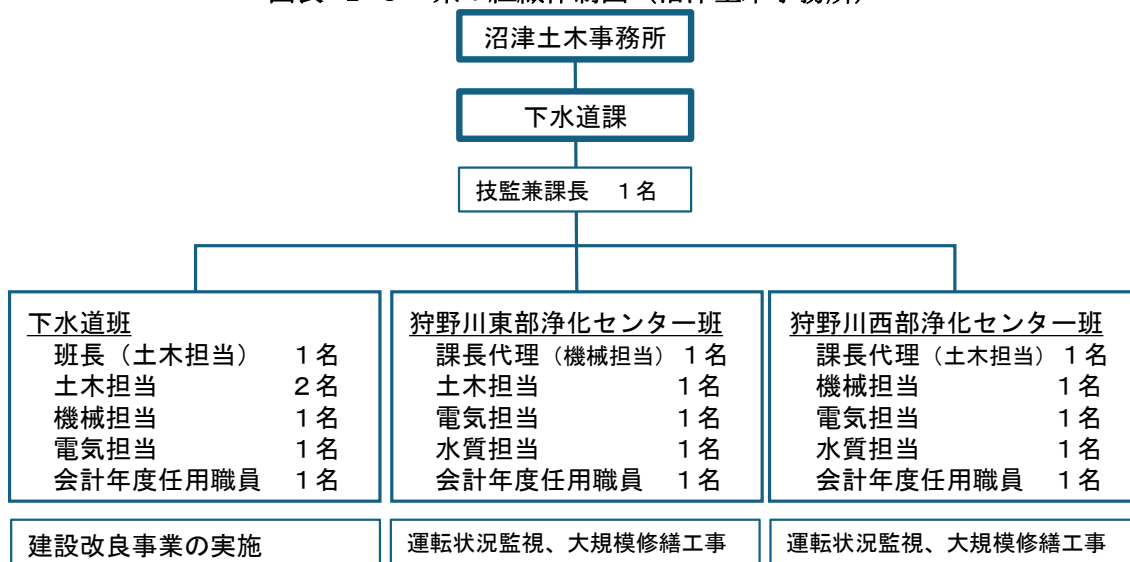
(2) 狩野川流域下水道事業の運営・維持管理体制

狩野川流域下水道事業は本庁（生活排水課）と沼津土木事務所によって管轄されている。

図表 1-4 県の組織体制図（本庁）



図表 1-5 県の組織体制図（沼津土木事務所）



図表 1-6 狩野川流域下水道事業の配置人数

所属		配置人員数
本庁	生活排水課	6 人
沼津土木 事務所	技監兼課長	1 人
	下水道班	6 人
	狩野川東部浄化センター班	5 人
	狩野川西部浄化センター班	5 人
計		23 人

(3) 流域関連公共下水道事業の概要

流域関連公共下水道事業における対象範囲は、下表に示す伊豆市、伊豆の国市、函南町、三島市、沼津市、裾野市、清水町、長泉町（以下「5市3町」という。）の流域関連公共下水道の管路である。

図表 1-7 流域関連公共下水道（東部処理区）

区分	供用年度	事業計画面積 (ha)	汚水管渠延長 (m)
伊豆市	S60	386.5	14,380
伊豆の国市	S60	1,058.6	19,200
函南町	S60	579.0	15,375
合計	—	2,024.1	48,955

図表 1-8 流域関連公共下水道（西部処理区）

区分	供用年度	事業計画面積 (ha)	汚水管渠延長 (m)
沼津市	H6	1,650.1	36,930
三島市	H14	719.3	15,560
裾野市	H10	462.1	15,460
清水町	H6	437.5	10,870
長泉町	H6	561.7	11,750
合計	—	3,830.7	90,570

(4) 流域関連公共下水道事業の運営・維持管理体制

5市3町において下水道事業（単独公共下水道含む。）に従事する職員数は下表のとおりである。

図表 1-9 5市3町の職員数（令和6年度時点）

区分	管理職	業務係	下水道係	合計
伊豆市	1 人	3 人	4 人	7 人

区分	課長	業務係	公務係	合計
伊豆の国市	1 人	3 人	2 人	6 人

区分	管理職	業務係	下水道係	合計
函南町	1 人	3 人	4 人	7 人

区分	課長	課長補佐	係長/センター長	合計
沼津市	1 人	1 人	4 人	22 人
	公共下水道係	流域下水道係	下水道施設管理センター	
	6 人	3 人	4 人	
	下水道維持係			
	3 人			

区分	普及推進・施設係	経営係	整備係	合計
三島市	9 人	6 人	5 人	23 人
	浄化センター			
	3 人			

区分	部長	経営課長	工務課長	合計
裾野市	1 人	1 人	1 人	12 人
	工務下水道係 主幹	経営課係長	工務下水道係	
	1 人	1 人	1 人	
	工務受付係	受付事務員	経営課	
	2 人	1 人	2 人	
	経営課事務員			
	1 人			

区分	下水道業務係	下水道工務係		合計
清水町	3 人	3 人		6 人

区分	課長	管理チーム	工務チーム	合計
長泉町	1 人	4 人	4 人	9 人

(1) 事業方式

レベル 3.5 更新支援型の場合、「調査・点検・維持管理・修繕、更新計画の業務」をまとめて「民間企業 1 社」または「代表企業、民間企業、コンサルティング企業（以下、「コンサル」という。）等で構成される JV」に対して委託する。また、該当業務の一部を民間企業または IV から再委託することも想定される。

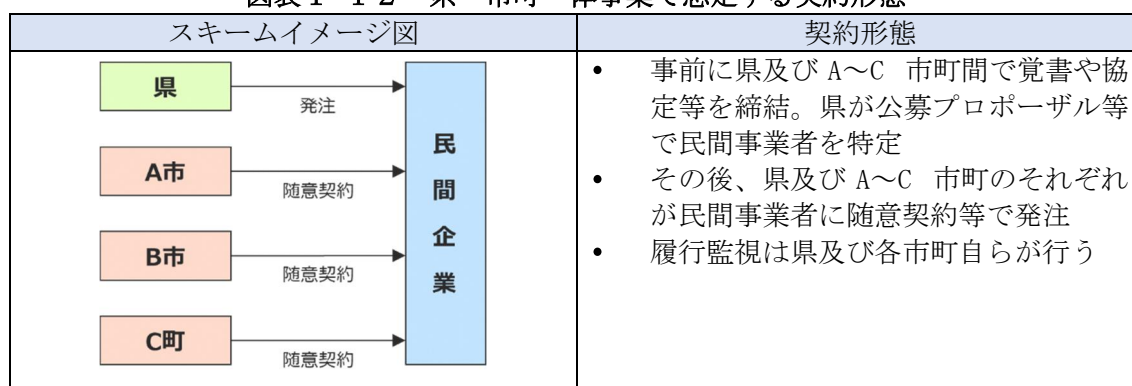
発注方式は「性能発注」が原則ではあるが、管路については「仕様発注」にて事業を開始することも認められているため、本事業でも仕様発注からの開始を想定している。

							レベル4 インベシジョン
						レベル3.5 更新実施型	利用料金 直接收受 運営権
					レベル3.5 更新支援型	更新工事	更新工事
			レベル3	更新計画案 作成	更新計画案 作成	更新計画案 作成	
		レベル2	修繕計画案 作成・実施	修繕計画案 作成・実施	修繕計画案 作成・実施	修繕計画案 作成・実施	
	レベル1	1-ティリティ 調査・管理	1-ティリティ 調査・管理	1-ティリティ 調査・管理	1-ティリティ 調査・管理	1-ティリティ 調査・管理	
レベル0	巡査・点検 調査・清掃	巡査・点検 調査・清掃	巡査・点検 調査・清掃	巡査・点検 調査・清掃	巡査・点検 調査・清掃	巡査・点検 調査・清掃	
事業期間：1年	事業期間：3～5年			原則10年		20年程度	
従来の仕様発注	従来の包括民間委託			水の官民連携（J1ウォーター・PPP）			

従来の契約関係	レベル 3.5 更新支援型の契約関係
地方公共団体 個別にそれぞれ仕様発注 調査・点検 民間企業 更新計画 民間企業 維持管理・修繕 民間企業 政策・更新 民間企業	地方公共団体 更新支援型の範囲 まとめて性能発注 別発注 (仕様) 調査・点検、維持管理・修繕、更新計画 民間企業1社 または 代表企業、構成企業等で構成されるJV※ 委託契約 民間企業※ 政策・更新 民間企業

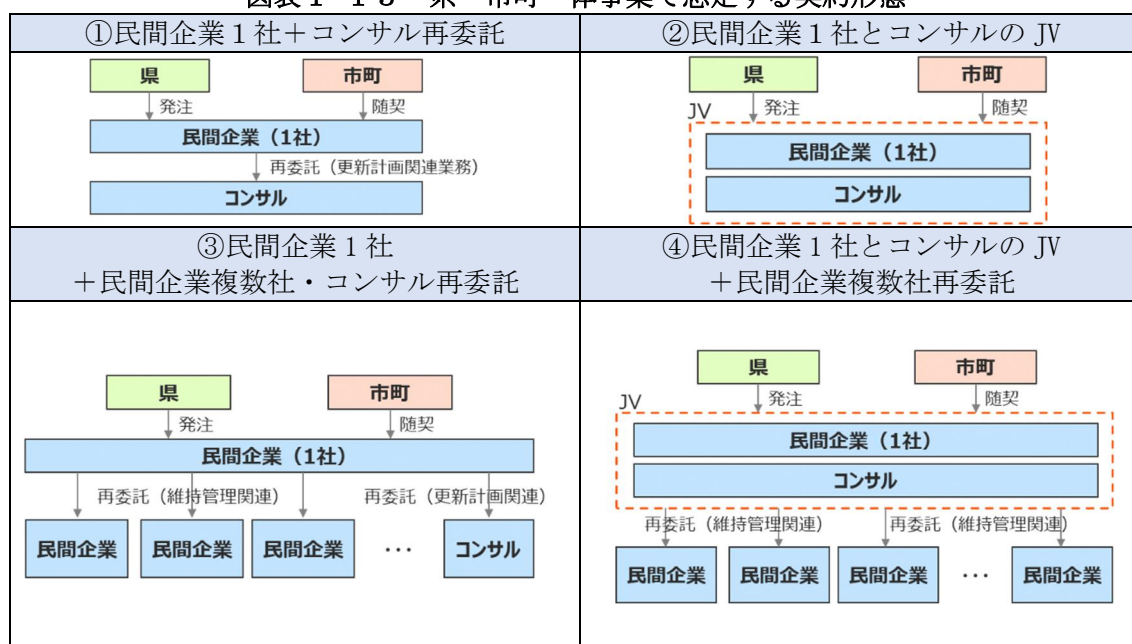
本事業では、県事業の契約を先行的に実施した後に、段階的に同一の受託者に市町事業も委託するスキーム（県発注の受託者に市町が随意契約）を想定している。現時点で本スキームに参画する市町は未定であるが、5市3町との間で本スキームの導入を協議中である。

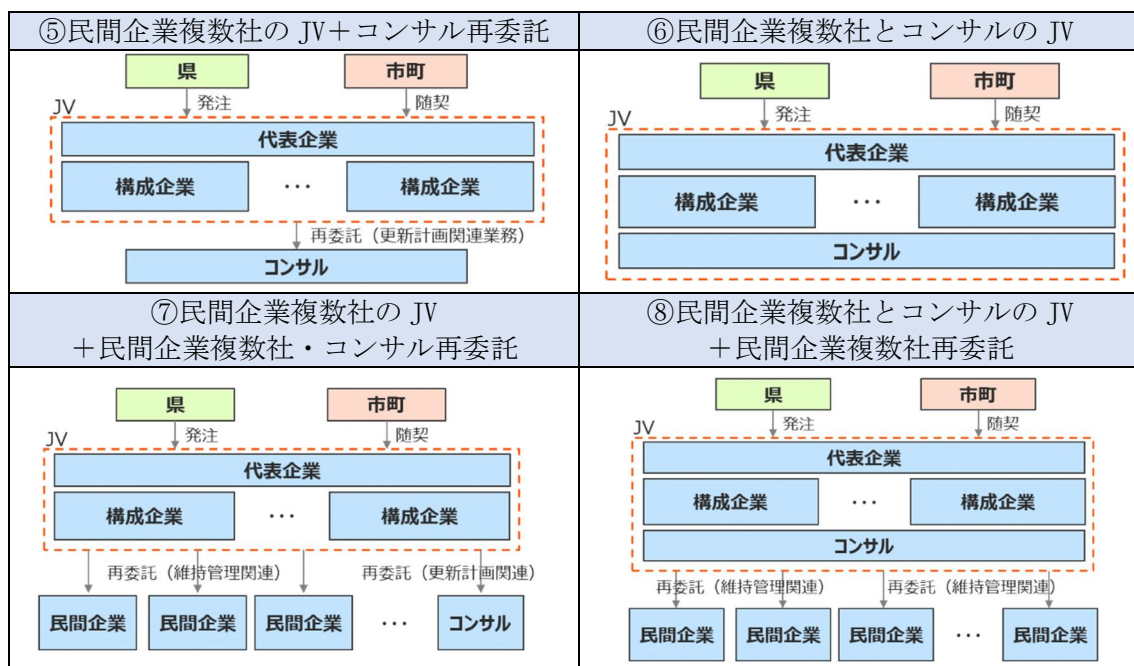
図表 1-12 県・市町一体事業で想定する契約形態



本事業を受託する民間企業の構成としては、下記に示す 8 パターンが想定される。複数の民間企業により、各企業の得意分野や地域特性等を踏まえて業務内容及び担当地域の分担等を行うことが想定される。

図表 1-13 県・市町一体事業で想定する契約形態





(3) 県・市町一体事業にあたっての公募条件（素案）

県・市町一体事業として実施するにあたり、以下の方針で公募を実施することを検討している。

①県事業公募時の開示情報

県事業の公募時には、県事業及び5市3町のうち本事業に参画する市町における事業の要求水準書等を公表し、必要に応じて、参考資料としてリスク分担や予定価格等も公表する。

②提案・見積に関する条件

応募者には、県事業への応募の際に、県事業の提案書及び見積書に加え、市町事業の見積書も一括して提出することを求める。

また、市町事業においては、見積書の提出から契約締結までの期間に発生した物価変動等を適切に契約価格に反映する仕組みを導入する。

③市町事業の契約担保

応募者には、県事業を受託した場合に市町事業を受託することの確約を求める。そのため、県事業への応募時に、将来的に各市町と契約締結することの確約書（応諾書）の提出を求める。なお、県事業の公募開始前に県及び参画する市町間で本事業に関する覚書や協定等を締結することを想定している。

加えて、各市町との契約を履行しない場合には、県事業の契約解除や違約金の支払いを求める。

(4) 現時点での公募スケジュール（素案）

本事業の公募スケジュールについて、令和9年度の第一四半期に県事業の公募を開始し、令和9年度の第四四半期に県事業の優先交渉権者との契約及び各市町との随意契約を想定している。

以上